

## こどもの居場所に関する関係機関協議会設置要綱（案）

## （設置目的）

第1条 子ども・若者の身近な地域において、子ども・若者のニーズを踏まえた多様な居場所づくりを推進する観点から、学識経験者、福祉・教育等の関係機関・団体（以下「関係機関」という。）が情報交換・意見交換等を実施し、連携強化を図るため、こどもの居場所に関する関係機関協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## （所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。  
(1) 子ども・若者の居場所づくりの推進に関すること。  
(2) その他必要な事項に関すること。

## （組織）

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、別紙のとおりとする。  
2 協議会に会長を置き、委員の互選により選出する。  
3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。  
4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

## （任期）

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任することができる。

## （招集等）

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。  
2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、意見等を求めることができる。  
3 委員及び前項により会長の求めに応じた者が協議会への出席等、協議会に係る用務を行った場合、県の基準により定める報酬を支払うことができる。  
4 協議会及び会議資料は、原則公開とする。ただし、鹿児島県情報公開条例第7条各号に規定する情報を取り扱うとき、又は会長が公開を不相当と認めるときは、全部又は一部を非公開とすることができる。

## （部会）

第6条 協議会に、所掌事務に関する個別的な事項について協議するため、部会を置くことができる。  
2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。  
3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選出する。  
4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。  
5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

## （守秘義務）

第7条 委員又は第5条第2項の規定により協議会に出席した委員以外の者は、正当な理由なく、協議会により知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

## （事務局）

第8条 協議会の事務局は別紙のとおりとする。  
2 協議会の庶務は、保健福祉部子ども政策局子ども福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

(準用規定)

第10条 第5条及び第7条から前条までの規定は、部会について準用する。この場合において、「協議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年 月 日から施行する。

別紙（第3条，第8条関係）

委員

所 属	氏 名
学識経験者（放送大学客員教授）	北崎 浩嗣
学識経験者（鹿児島大学教育学部准教授）	杉原 薫
かごしま子ども・若者総合相談センター	藤原 奈美
一般社団法人鹿児島県公認心理師・臨床心理士協会	椎葉 匠子
鹿児島県中央児童相談所	堂園 栄一
一般社団法人鹿児島県精神保健福祉士協会	鶴田 啓洋
公益社団法人鹿児島県社会福祉士会	米倉 治美
鹿児島県こども総合療育センター	福留 健二
鹿児島県精神保健福祉センター	春日井 基文
鹿児島県市町村教育長会	原之園 哲哉
鹿児島県連合校長協会・小学校長部会	宮里 英樹
鹿児島県連合校長協会・中学校長部会	内 真奈美
鹿児島県連合校長協会・高等学校長部会	原 憲一
鹿児島県連合校長協会・特別支援学校長部会	堀之内 恵司
鹿児島県私立中学高等学校協会	原田 賢幸
鹿児島県PTA連合会	田淵 千春

事務局

鹿児島県保健福祉部子ども政策局子ども福祉課
鹿児島県教育庁高校教育課
鹿児島県教育庁義務教育課
鹿児島県教育庁特別支援教育課
鹿児島県総務部学事法制課
鹿児島県保健福祉部障害福祉課

## こどもの居場所に関する関係機関協議会運営要領（案）

### （目的）

第1条 この要領は、こどもの居場所に関する関係機関協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第9条の規定に基づき、こどもの居場所に関する関係機関協議会（以下「協議会」という。）の運営について定めることを目的とする。

### （部会）

第2条 協議会に次の部会を置く。

名 称	委員の定数	所 掌 事 項
フリースクール部会	5名以内	フリースクール等に関する支援の在り方に関する事項

2 協議会は、フリースクール部会の所掌事項について、フリースクール部会の協議をもって協議会の協議とすることができる。

### （オンラインによる協議会）

第3条 効率的な協議会運営など、会長が必要と認める場合は、オンライン（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法をいう。）を活用した協議会を開催することができる。

2 前項の協議会におけるオンラインによる委員の出席は、要綱第5条第2項及び第3項に規定する出席に含めるものとする。映像を送受信できなくなった場合であっても、音声は即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができるときも同様とする。

### （代理出席）

第4条 会長は、必要があると認めるときは、委員の代理者を出席させることができる。

### （その他）

第5条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

### 附 則

この要領は、令和7年 月 日から施行する。